

## 「学長だんらん講義」実施要領

### 1 目的

宮崎公立大学（以下、「本学」という。）は、宮崎市が設立団体であることもあり、地域に根差した大学として地域貢献を推進していることから、学長自らが取り組む地域貢献の一環として「学長だんらん講義」（以下、「講義」という。）を実施する。

### 2 対象

講義の申し込みおよび主催対象となる団体等は、地方自治体とする。

### 3 講義の構成等

講義は原則、2時間以内とする。また、講義後に受講者との意見交換の時間を設けることとする。あわせて講義後に、本学について広報を行う場合がある。

なお、講義実施会場は、原則、公共交通機関での移動が可能な場所とする。ただし、申込団体および主催団体等（以下、「申込団体等」という。）による送迎が可能な場合は、この限りではない。

### 4 経費（費用負担）等

講義実施のために必要な経費のすべて（交通費、会場費等）は、申込団体等が費用負担する。また、講義実施のために必要な機材（パソコン等）のすべては、申込団体等が準備する。

### 5 申し込み

講義開設を希望する申込団体等は、開設希望日程の原則2カ月前までに、「学長だんらん講義」申込書（様式第1号）により、申し込みを行う。

### 6 実施可否

本学は、「学長だんらん講義」申込書の内容を基に、その実施可否について検討し、「学長だんらん講義」実施可否回答書（様式第1号2）により、講義実施可否を申込団体等に連絡する。

### 7 報告等

申込団体等は、当該講義実施後14日以内に、実施報告書（様式第2号）を、本学に提出する。また、本学は、当該報告書を基にその内容を本学ウェブサイトに掲載する。

### 8 事務

講義に関する事務は、企画総務課企画係において処理する。

### 9 その他

この要領に定めるもののほか、講義実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則 この要領は、平成30年2月7日から施行する。